

FIT・FIP制度における ライフサイクルGHG基準の導入に 関する全木リ連の取扱い

令和6年9月11日・13日 認定事業者説明会

(認定NPO法人 全国木材資源リサイクル協会連合会)

目次

1. 木質バイオマス証明ガイドラインにおけるGHG基準の導入の概要
2. GHG対応のスケジュール
3. 従来の認定とGHG対応の認定との調整・・・ケース1～ケース4
4. GHG対応の全木リ連における取扱い
5. 申請書の書き方の留意点 ①～⑧
 - ※申請書・入出荷先・保管場所など
6. 林野庁資料からの抜粋
 - ・木質バイオマスのGHGに関する情報の流れ（イメージ）【国産チップ①】
 - ・GHGに関する情報の流れ【異なるGHG情報の扱い】
 - ・様式例【素材生産者が発行する書面】
 - ・様式例【チップ製造事業者等が発行する書面】
 - ・木質バイオマスに係るGHGの既定値の例【国産、チップ】
 - ・木質バイオマスに係るライフサイクルGHGの計算

1. 木質バイオマス証明ガイドラインにおけるGHG基準の導入の概要

- ・ 1,000kW/h以上で2022年度以降にFIT-FIPの新規・変更認定を受けた発電所は2030年度にライフサイクルGHGが火力発電に比べて70%減となることを求められており、発電所がその算定を行う
- ・ 燃料供給者が当該発電所にFIT-FIP材を出荷するには算定に必要な情報を適切に提供しなければならない、そのために認定団体（全木リ連）に申請してGHG対応の認定（認定事業者）を受けなければならない
- ・ 認定団体は、GHG認定のための自主行動規範・事業者認定実施要領・申請書様式等を改正する・・・令和6年10月1日改正・施行（別添資料）
- ・ 認定団体は、GHG認定事業者に対して認定の翌年度以降毎年度（更新年度を除く）、書類審査を実施する
- ・ 認定事業者は、バイオマス由来証明書を使用してGHG情報の証明・伝達をする
- ・ 認定事業者は、GHG情報のある木質バイオマスを適切に分別管理する

2. GHG対応のスケジュール

2022 年度以降の認定を受けた1,000kW/h以上の発電所の場合

2022. 4.1 . . . 資源エネルギー庁による発電案件の認定

※認定から稼働まで2年～3年を要する

2024. 4.1 . . . 林野庁、木質バイオマスの証明のためのガイドライン改正

2024.10.1 . . . 全木リ連、自主行動規範や事業者認定実施要領等の改正・施行

2026.3.31 . . . 団体認定の経過措置期間が終了

※GHG対応の発電所に燃料供給する場合、団体認定の経過措置期間が終了するまでに認定を受ける必要がある。ただし、それよりも早く燃料供給が必要な場合は、供給に間に合うよう認定を受ける必要がある。

3. 従来の認定とGHG対応の認定との調整・・・ケース1・2

ケース1・・・前回更新から3年経っていない場合

R4.10.1・・・前回更新（初回認定は令和元年10月1日）



前回認定から2年の経過

R6.10.1・・・GHG認定を追加して更新（認定番号 = 31全木リ〇003_GHG）



3年を経過した後に次回更新

R9.10.1・・・次回の更新予定

ケース2・・・初回認定から3年経っていない場合

R5.6.1・・・初回認定



認定から1年6か月の経過

R6.12.1・・・GHG認定を追加して更新（認定番号 = 05全木リ〇002_GHG）



3年を経過した後に次回更新

R9.12.1・・・次回の更新予定

3. 従来の認定とGHG対応の認定との調整・・・ケース3・4

ケース3・・・前回更新から日が浅い場合

R6.4.1・・・前回更新（初回認定は令和3年4月1日）



前回認定から10か月の経過

R7.2.1・・・GHG認定を追加して更新（認定番号03 全木リ〇001-GHG）



3年を経過した後に次回更新

R10.2.1・・・次回の更新予定

ケース4・・・次回更新がGHG基準導入後の場合

R3.11.5・・・前回更新（初回認定は平成27年11月5日）



前回認定から3年の経過

R6.11.5・・・GHG認定を追加して更新（認定番号27 全木リ〇005-GHG）



3年を経過した後に次回更新

R9.11.5・・・次回の更新予定

4. GHG対応の全木リ連における取扱い

GHG認定が前回更新から短期間であっても、GHGのための認定は従来の認定と同様の認定として取り扱う

(1) 審査手数料は認定実施要領施行細則に基づいて徴収する

・・・会員11,000円、非会員33,000円

(2) 次回認定はGHGのための認定日から起算して3年後とする

(3) 認定番号は従来の認定番号に「-GHG」を追加する

(4) 申請に必要な書類は、ホームページに掲載する令和6年10月1日施行の申請書類を使用する。ただし、GHG対応を追加する申請があっても、更新申請として取扱い、継続申請書を使用する。

5. 申請書の書き方の留意点①

令和6年10月1日改正の事業者認定申請書の様式を使用する・・・別添資料

・申請書・・・新規＝[別記1-1]、 継続＝[別記1-2] を使用

[別記1-1] **<新規>** (事業者認定申請書の様式)

令和 年 月 日

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書

特定非営利活動法人
 全国木材資源リサイクル協会連合会
 理事長 藤枝 慎治 様

(申請者)
 事業者の所在地：
 事業者の名称：
 代表者の氏名：

弊社は、貴連合会の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を受ける場合】
 今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

創業年月	年 月	従業員数	名
取り扱う木質バイオマスの種類・量	別紙1, 2 (2:仕入れ先リスト)	出荷する木質チップの種類・量	別紙3, 4 (4:出荷先リスト)
事業所の名称 (所在地)			
事業所の敷地	m ²	建物及び施設の配置状況	別添図

[別記1-2] **<継続>** (事業者継続認定申請書の様式)

令和 年 月 日

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書(継続)

特定非営利活動法人
 全国木材資源リサイクル協会連合会
 理事長 藤枝 慎治 様

(申請者)
 事業者の所在地：
 事業者の名称：
 代表者の氏名：

弊社は、貴連合会の認定を得て発電利用に供する木質バイオマスの証明を行いたいので、「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」に従い、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

【GHG 関連情報の収集・管理・伝達についても認定を受ける場合】
 今回の申請には、GHG 関連情報の収集・管理・伝達に係る認定を含みます。

記

創業年月	年 月	従業員数	名
取り扱う木質バイオマスの種類・量	別紙1, 2 (2:仕入れ先リスト)	出荷する木質チップの種類・量	別紙3, 4 (4:出荷先リスト)
現認定時からの変更事項	実績報告書提出日		令和 年度分 年 月 日
事業所の名称 (所在地)			

5. 申請書の書き方の留意点②

・ 分別管理等の方針書・・・従来の認定 = [別添-1]、GHG認定の場合 = [別添-1-2] を使用

<従来の認定>

[別添-1]

(分別管理及び書類管理方針書)

分別管理及び書類管理方針書 (例)

〇〇〇〇株式会社〇〇工場
令和 年 月 日

本方針書は、特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年8月29日)」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給にあたって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社事業所において扱う間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱いに当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理を適切に行うため、当社(役職・氏名)を分別管理責任者として定める。
- ・ 分別管理責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

- ・ 木質バイオマス(原料)の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。
- ・ 木質バイオマス(原料)の保管に当たっては、間伐材等由来の木質バイオマス又は一

<GHG認定の場合>

[別添-1-2]

(分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書)

分別管理、GHG 関連情報管理等及び書類管理方針書 (例)

〇〇〇〇株式会社〇〇工場
令和 年 月 日

本方針書は、特定非営利活動法人全国木材資源リサイクル協会連合会が作成した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範(平成24年8月29日)」を受け、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであると証明された木材の供給にあたって必要となる分別管理及び書類管理の方針を定めたものである。また、併せて、GHG 関連情報の収集・管理・伝達(以下、「GHG 関連情報の管理等」という。)の方針を定めたものである。

(適用範囲)

本方針書は、当社事業所において扱う間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの取扱いに当たって適用する。

(分別管理責任者)

- ・ 分別管理、GHG 関連情報の管理等を適切に行うため、当社(役職・氏名)を分別管理・GHG 関連情報の管理等責任者として定める。
- ・ 分別管理・GHG 関連情報の管理等責任者は、間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの適切な分別管理、GHG 関連情報の管理等及びその実施状況の点検を、責任をもって行うものとする。

(分別管理の実施)

木質バイオマス(原料)の入荷に当たっては、納品書等により間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスであるか否かを確認する。

5. 申請書の書き方の留意点③

・別紙1 取扱う木質バイオマスの種類・量・・・GHGの場合＝GHGが判別できるように**先頭にG**を明記し、取扱品目の欄に既定値区分の定義（製材等残材・林地残材等・その他伐採木の区分）を記載

<別紙1 記入例>

別紙1 取扱う木質バイオマスの種類・量 (t/年)

区 分	取扱品目	現在 取扱量	今後の取扱 い見込み量
間伐材等由来	林地残材等（間伐材）		
	G 林地残材等（間伐材）		
一般木質	製材等残材		
	G 製材等残材		
	林地残材等（工事伐採木）		
その他	建設資材廃棄物		
合 計			

5. 申請書の書き方の留意点④

- ・別紙2 仕入れ先事業者名・・・ GHGの場合 = GHGが判別できるように**先頭にG**を明記（例：G〇〇森林組合）

<別紙2 記入例>

別紙2 仕入れ先事業者名

番号	仕入れ先事業者名
1	G〇〇森林組合
2	G〇〇製材所
3	〇〇建設
4	〇〇工務店
5	
6	
7	

5. 申請書の書き方の留意点⑤

・別紙3 出荷する木質チップの種類・量・・・GHGの場合 = GHGが判別できるように**先頭にG**を明記し、取扱品目の欄に既定値区分の定義（製材等残材・林地残材等・その他伐採木の区分）を記載

<別紙3 記入例>

別紙3 出荷する木質チップの種類・量 (t/年)

区 分	取扱品目	現在 取扱量	今後の取扱 い見込み量
間伐材等由来	林地残材等（間伐材）		
	G 林地残材等（間伐材）		
一般木質	製材等残材		
	G 製材等残材		
	林地残材等（工事伐採木）		
その他	建設資材廃棄物		
合 計			

5. 申請書の書き方の留意点⑥

- ・別紙4 出荷先事業者名・・・GHGの場合 = GHGが判別できるように**先頭にG**を明記（例：**G**〇〇発電所）

<別紙4 記入例>

別紙4 出荷先事業者名

番号	出荷先事業者名
1	G〇〇発電所
2	〇〇発電所
3	〇〇製紙
4	
5	
6	
7	

5. 申請書の書き方の留意点⑦

別紙7 保管施設表 及び図面・・・原料及びチップの保管場所は間伐材等由来の木質バイオマス・一般木質バイオマスの区分の中で、それぞれGHGを分別管理するため、保管施設名称（例：原料＝間伐材由来、G原料＝間伐材由来、チップ＝一般木質、Gチップ＝一般木質）も判別できるようにして、保管面積・保管量を記載

<別紙7 記入例>

別紙7 保管施設表

番号	保管施設名称	保管物	保管面積 m ²	保管量 m ³
1	原料＝間伐材由来	林地残材		
2	G原料＝間伐材由来-1	林地残材		
3	G原料＝間伐材由来-2	林地残材		
4	原料＝一般木質	製材等残材		
5	G原料＝一般木質	製材等残材		
6	原料＝建設資材廃棄物	解体材		
7	チップ＝間伐材由来	林地残材		

(別紙7 記入例 続き)

8	Gチップ＝間伐材由来-1	林地残材		
9	Gチップ＝間伐材由来-2	林地残材		
10	チップ＝一般木質	製材等残材		
11	Gチップ＝一般木質	製材等残材		
12	チップ＝建設資材廃棄物	解体材		

5. 申請書の書き方の留意点⑧

【原料及びチップの保管例】・・・ロープやペンキ等で区分け

※林野庁は、GHG区分を集荷先ごと・入荷時期ごと・輸送距離ごとに区分する方法を例示

間伐材等	GHG分 1
	GHG分 2
一般 木質	GHG分 1
	GHG分 2
建設廃材	

6. 林野庁資料からの抜粋

木質バイオマスのGHGに関する情報の流れ（イメージ）【国産チップ①】

- ・ 認定されたチップ製造事業者は、認定素材生産事業者から「バイオマス由来証明書」を受け取る
- ・ 受け取った証明書をもとにした使用原料のGHG関連情報と、自らの加工の方法や製品輸送の方法を記載した「バイオマス由来証明書」を発電事業者に発行する
- ・ 発電事業者はその証明書に記載されたGHG関連情報をもとにGHGを算定する

GHGに関する情報の流れ【異なるGHG情報の扱い】

- ・ 重量按分と構成比の記載

様式例【素材生産者が発行する書面】

- ・ GHG既定値区分の定義【製材等残材・林地残材等・その他伐採木】

様式例【チップ製造事業者等が発行する書面】

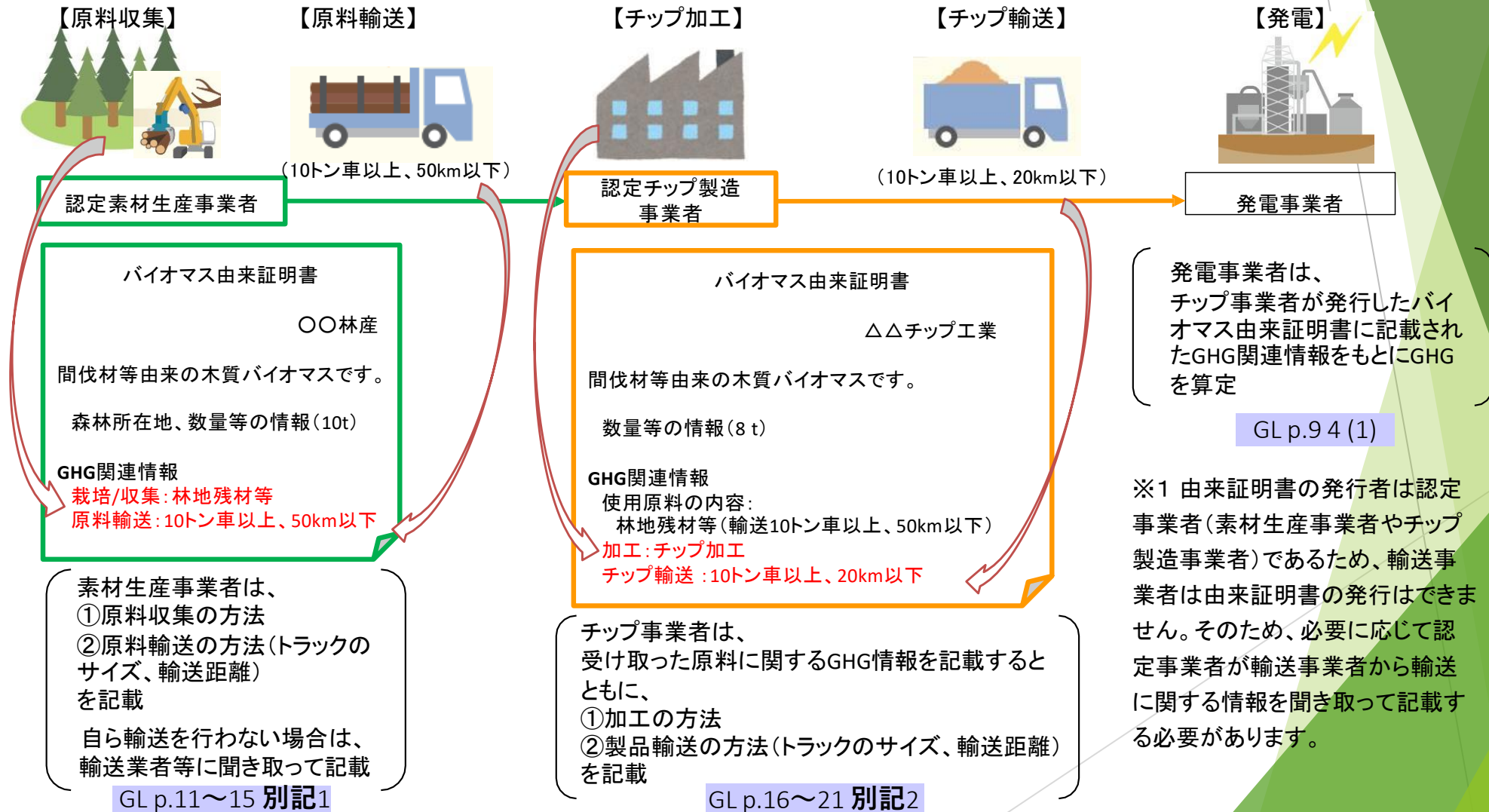
木質バイオマスに係るGHGの既定値の例【国産、チップ】

木質バイオマスに係るライフサイクルGHGの計算

木質バイオマスのGHGに関する情報の流れ(イメージ)【国産・チップ①】

- 事業者は譲り渡すまでのGHG情報を証明（例：素材生産事業者がチップ工場までのGHG情報を証明）。
- 輸送に係る情報は、自ら輸送を行わない場合も聞き取りなどを行い、正しく記載。※1

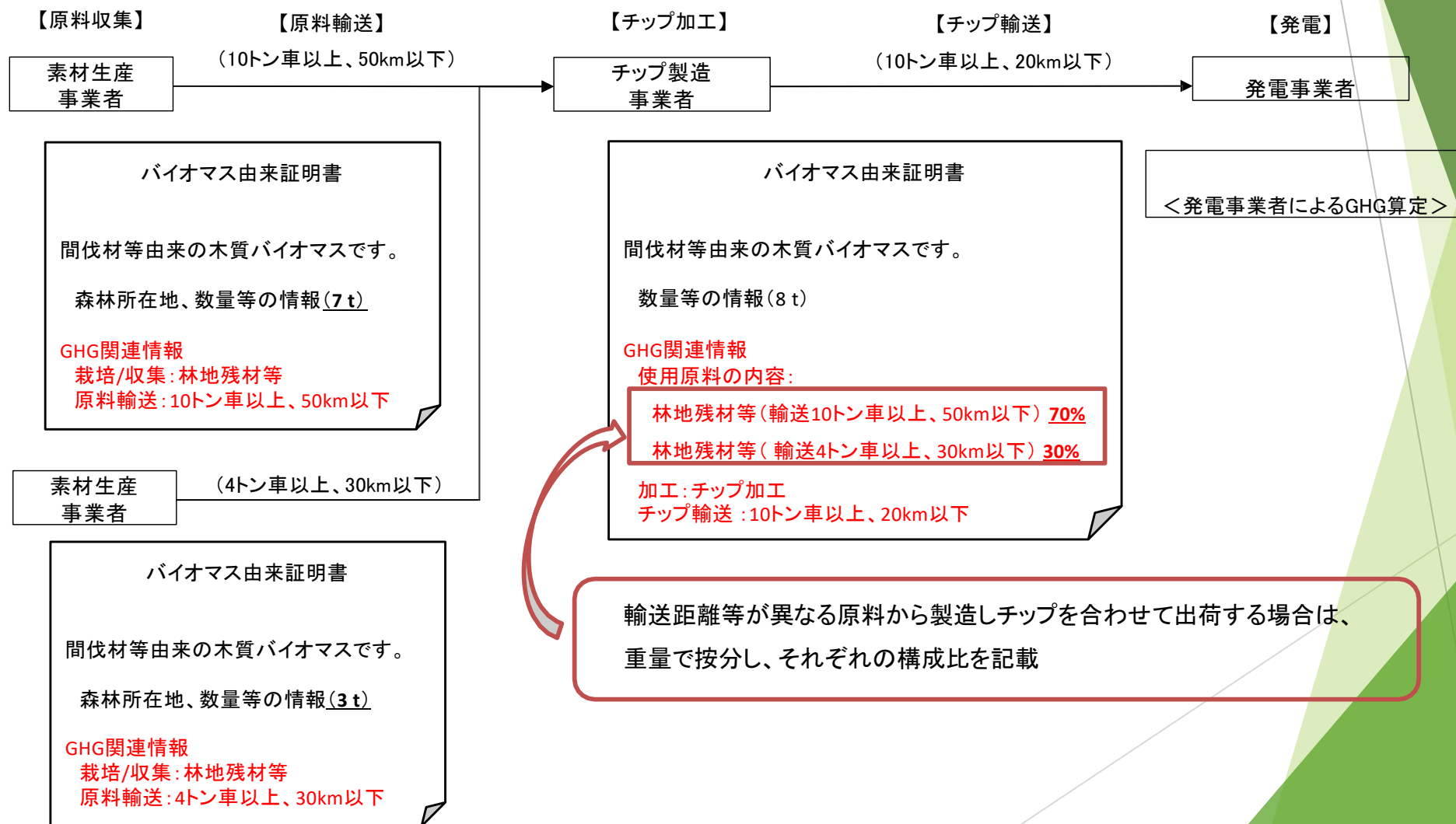
GL p.94 (3)
Q&A 答4



GHGに関する情報の流れ【異なるGHG情報の扱い】

- チップ製造事業者において、異なるGHG情報を持つ原料を取り扱う場合には、重量で按分した構成比を証明書に記載する方法でもよい。

Q&A 答10



様式例(素材生産事業者が発行する書面)

GL p.11 別記1

別記1 伐採段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例
例1 民有林からの出材の場合

番 号 平成 年 月 日
発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明
○ ○ (販売先) 殿
○○素材生産事業者 認 定 番 号
下記の物件は、間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。
記
1. 間伐材等由来の木質バイオマスの種類（間伐材、保安林から出材された木材、森林経営計画対象森林から出材された木材のいずれかを記載。間伐材に、除伐によるものを含む場合は、その旨を記載。）
2. 伐採許可（届出）年月日、許可書発行者及び伐採許可番号等
3. 物件（森林）所在地
4. 伐採面積
5. 樹種
6. 数量
7. GHG関連情報（GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合）
(1) 原料区分
<input checked="" type="checkbox"/> 林地残材等
<input type="checkbox"/> その他伐採木
(2) 原料輸送区分
トラック最大積載量： <input type="checkbox"/> 4t車以上 <input checked="" type="checkbox"/> 10t車以上 <input type="checkbox"/> 20t車以上
輸送距離： <input type="checkbox"/> 10km以下 <input type="checkbox"/> 20km以下 <input checked="" type="checkbox"/> 30km以下 <input type="checkbox"/> 40km以下 <input type="checkbox"/> 50km以下
<input type="checkbox"/> 100km以下 <input type="checkbox"/> 150km以下 <input type="checkbox"/> 200km以下 <input type="checkbox"/> 300km以下
※ 伐採及び伐採後の造林届出書、保安林伐採許可の通知等の関連書類の写しを添付。 また、森林経営計画対象森林から出材された木質バイオマスについては、伐採及び伐採後の造林届

(Q&A 答13)
GHG対応に係る団体認定を取得した事業者に対しては、そのことが判別できるような認定番号を発行してください。

[具体例] 従前 : 全林林 068号
GHG後 : 全林林 068G号 Gを追加

GL p.10 4 (4) Q&A 答13

<参考:既定値区分の定義>

木質バイオマスのライフサイクルGHG既定値区分の定義		
ライフサイクルGHG既定値区分	定義	基本的な確認方法（国内木質バイオマス）
製材等残材	木材の加工時等に発生する、端材、おがくず、樹皮等の残材	由来証明が「製材等残材」となるもの
林地残材等	用材生産を主目的とする伐採により発生する低質材（端材、枝条を含む）、間伐材等。その他、エネルギー利用目的以外の伐採等により発生する病虫害や自然災害による被害木、剪定枝、ダム流木等（廃棄物の場合を除く）。	ライフサイクルGHG既定値区分「製材等残材」「その他伐採木」以外の木質バイオマス
その他伐採木	エネルギー利用を目的とする伐採により発生する木質バイオマス	当面、伐採齢が20年以下で主伐する場合（伐採届等で確認）をエネルギー利用を目的とする伐採とみなす

Q&A 答6

様式例(チップ製造事業者等が発行する書面)

GL p.16 別記2-1

別記2-1 加工・流通段階における間伐材等由来の木質バイオマスの証明書の記載事項例

番 号
平成 年 月 日

発電用チップに係る間伐材等由来の木質バイオマス証明

○ ○ 殿
(販売先)

○○チップ製造事業者
認 定 番 号

下記の物件は、全て間伐材等由来の木質バイオマスであり、適切に分別管理されていることを証明します。

記

- 樹種
- 数量
- GHG関連情報 (GHG基準適用案件への国内木質バイオマス供給の場合)

(1) 原料区分、原料輸送区分

原料区分	原料輸送区分	構成比	備考
林地残材等	10t車以上、30km以下	100%	

(2) 加工区分

チップ加工

ペレット加工 (乾燥に化石燃料利用)

ペレット加工 (乾燥にバイオマス利用)

(3) 製品輸送区分

トラック最大積載量: 4t車以上 10t車以上 20t車以上
 輸送距離: 10km以下 20km以下 30km以下 40km以下 50km以下
100km以下 150km以下 200km以下 300km以下

※ GHG関連情報の内容については必要に応じて加除する(例えば、製品輸送を行わない場合は「製品輸送区分」の項目は不要)。

注 なお、本様式の証明書の作成に代え、既存の納品書等に必要な情報(間伐材等由来の木質バイオマスであること等)を追加記載することで証明書とすることも可能。

(Q&A 答13)

GHG対応に係る団体認定を取得した事業者に対しては、そのことが判別できるような認定番号を発行してください。

[具体例] 従前 : ○県木協 001
 GHG後 : ○県木協 001-GHG ↷ GHGを追加

GL p.10 4 (4)

Q&A 答13

木質バイオマスに係るライフサイクルGHGの計算

- 木質バイオマス発電のライフサイクルGHGは、「各工程のGHG排出量（燃料状態での単位熱量当たりGHG排出量）の和 ÷ 発電効率」で計算。
- 各工程のGHG排出量は、資源エネルギー庁が設定する既定値を使用可能。 Q&A 答5・6

【ライフサイクルGHGの計算例（国内の林地残材をチップ加工して燃料利用する場合）】

	(原料収集工程)	(原料輸送工程)	(加工工程)	(チップ輸送工程)	(発電工程)	
	林地残材を収集	4t以上のトラック 距離50km以下	チップに加工	20t以上のトラック 距離50km以下	発電(燃焼)	合計
各工程のGHGの既定値 (g-CO ₂ eq/MJ-燃料)	① 1.65	+ ② 3.01	+ ③ 4.39	+ ④ 0.81	+ ⑤ 0.41	= 10.27

発電効率が22%である場合のライフサイクルGHGは、

各工程のGHGの既定値の和 (g-CO ₂ eq/MJ-燃料)	発電効率	ライフサイクルGHG
10.27	÷ 22%	= 46.68 (g-CO ₂ eq/MJ-電力)